

16	空き家対策総合支援事業	事業URL	-	問合せ先	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 03-5253-8508
----	-------------	-------	---	------	--

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
景観・居住環境の整備改善	市町村・所有者・NPO・民間事業者等	ハード・ソフト	1/2、2/5、 1/3、定額			5,400

**趣旨・目的** 空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。

**事業内容** 次の事業を支援  
 ・空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組  
 ・NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等

事業内容	
<b>&lt;空き家対策基本事業&gt;</b>	
○ 空き家の活用(設計費等を含む)	拡充
【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】	
○ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィジビリティスタディ	創設
【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】	
○ 空き家の除却※1(設計費等を含む)	拡充
【補助率:市町村が実施 国2/5※2、空き家所有者等が実施 国2/5・市区町村2/5】	
① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)	
② 不良住宅※3の除却	
③ 上記以外の空き家の除却※4	
※1 ㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に付属する煙突や門扉等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係るかかり増し費用を補助対象に追加	拡充
※2 市町村が行政代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を国1/2に引き上げ	拡充
※3 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外	見直し
※4 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外	見直し
○ 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】	
○ 空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握【補助率:市町村が実施 国1/2】	
○ 空き家の所有者の特定【補助率:市町村が実施 国1/2】	
<b>&lt;空き家対策附帯事業&gt;</b> 【補助率:市町村が実施 国1/2】	
○ 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法的な手続等を行う事業※5	
※5 改正民法による所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度を活用する際に必要となる予納金等の法的な手続費用を補助対象に追加	拡充
<b>&lt;空き家対策関連事業&gt;</b> 【補助率:各事業による】	
○ 基本事業とあわせて実施する以下の事業 ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業※6 等	
※6 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助対象限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)	拡充
<b>&lt;空き家対策促進事業&gt;</b> 【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】	
○ 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	

<空き家対策モデル事業>(NPOや民間事業者等が実施するもの)		
<b>① 調査検討等支援事業</b>	拡充	
以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率:定額(国)】		
1. 空き家に関する相談 発生抑制に資する官民 連携体制の構築等	2. 空き家の活用等に 資するスタートアップ など新たなビジネス モデルの構築等	3. ポスト・コロナ時代を 見据えて顕在化した 新たなニーズに対応 した空き家の活用等
※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること		
<b>② 改修工事等支援事業</b>	創設	
創意工夫をこらしたモデル性の高い※空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率:活用 国1/3、除却 国2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国1/3】		
※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。		

補助事業者・補助率		
基本事業	空き家所有者等が実施※	市区町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市区町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市区町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市区町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市区町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市区町村3/5
※市町村による補助制度の整備が必要		
モデル事業	NPO・民間事業者等が実施	
調査検討等	定額(国)	
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3	
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5	